

復まち交第2号（仮称）にぎわい創出広場建物新築（建築）工事

■図面リスト

図面番号	図面タイトル	縮尺(A2)		図面番号	図面タイトル	縮尺(A2)		図面番号	図面タイトル	縮尺(A2)
A00	図面リスト	-		S001	構造設計特記仕様			E01	特記仕様書1	
A01	設計概要	1/400,500		S002	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(1)			E02	特記仕様書2	
A02	建築工事特記仕様書1	-		S003	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(2)			E03	凡例	
A03	建築工事特記仕様書2	-		S004	鉄筋コンクリート構造配筋標準図(3)			E04	配置・案内図	
A04	建築工事特記仕様書3	-		S005	鉄骨構造標準図(1)			E05	引込開閉器盤・動力盤結線図	
A05	建築工事特記仕様書4	-		S006	鉄骨構造標準図(2)			E06	電灯動力幹線・動力設備平面図	
A06	建築工事特記仕様書5	-		S007	ボーリング柱状図			E07	電灯分電盤結線図	
A07	略語表・外部仕上表	-		S101	伏図(1)	1/100		E08	照明器具図	
A08	内部仕上表	-		S102	伏図(2)	1/100		E09	電灯設備平面図	
A09	配置図・屋根伏図	1/150		S201	軸組図(1)	1/100		E10	非常照明・誘導灯設備平面図	
A10	平面図	1/100		S202	軸組図(2)	1/100		E11	コンセント設備平面図	
A11	平面詳細図1	1/50		S203	軸組図(3)	1/100		E12	弱電設備平面図	
A12	平面詳細図2	1/50		S301	リスト(1)	1/30		E13	火災報知設備系統図	
A13	立面図1	1/100		S302	リスト(2)	1/20		E14	火災報知設備平面図	
A14	立面図2	1/100								
A15	断面図1	1/100								
A16	断面図2	1/100								
A17	矩計図1	1/30								
A18	矩計図2	1/30								
A19	矩計図3	1/30								
A20	天井伏図	1/100								
A21	照明プロット図	1/100								
A22	展開図1	1/60								
A23	展開図2	1/60								
A24	展開図3	1/60								
A25	展開図4	1/60								
A26	展開図5	1/60								
A27	展開図6	1/60						M01	機械設備特記仕様書-1	
A28	展開図7	1/60						M02	機械設備特記仕様書-2	
A29	展開図8	1/60						M03	配置・案内図	
A30	建具キープラン	1/100						M04	機械設備 凡例	
A31	建具表1	1/50						M05	空調・換気設備 機器表	
A32	建具表2	1/50						M06	空調設備 配置平面図	
A33	建具表3	1/50						M07	換気設備 ダクト平面図	
A34	建具表4	1/50						M08	換気設備 便所廻りダクト詳細図	
A35	建具詳細図1(EWD-01)	1/5,30						M09	換気設備 厨房換気計算書等	
A36	建具詳細図2(EWD-02)	1/5,30						M10	換気設備 厨房廻りダクト詳細図	
A37	建具詳細図3(EWD-03,04,05)	1/5,30						M11	給排水衛生設備 機器表・器具表・掛リスト	
A38	建具詳細図4(EWW-01)	1/5,50						M12	給排水衛生設備 外溝平面図	
A39	建具詳細図5(EWW-02)	1/5,30						M13	給排水衛生設備 便所廻り配管詳細図	
A40	雑詳細図(キッチン)	1/30						M14	給排水衛生設備 厨房廻り配管詳細図	
A41	サインプロット、サインリスト	1/100						M15	機械設備 料金区分系統図	
A42	外構図(防音壁)	1/150						M16	厨房機器設備 厨房機器表	
A43	外構詳細図(防音壁)	図示						M17	厨房機器設備 厨房機器配置図	
								M18	建築断面図-1(参考図)	
								M19	建築断面図-2(参考図)	

			発注者	糸 魚 川 市	設計者	株式会社 ワークヴィジョンズ 一級建築士事務所 東京都知事事務所登録第60538号 代表 西村 浩 一級建築士登録第269065号	工事名称	復まち交第2号（仮称）にぎわい創出広場建物新築（建築）工事	縮 尺	図面番号
						〒140-0002 東京都品川区東品川1-5-10 B tel. 03-5715-7761 fax. 03-5715-7762 e-mail. info@workvisions.co.jp	図面名称	図面リスト	-	A00

設計概要

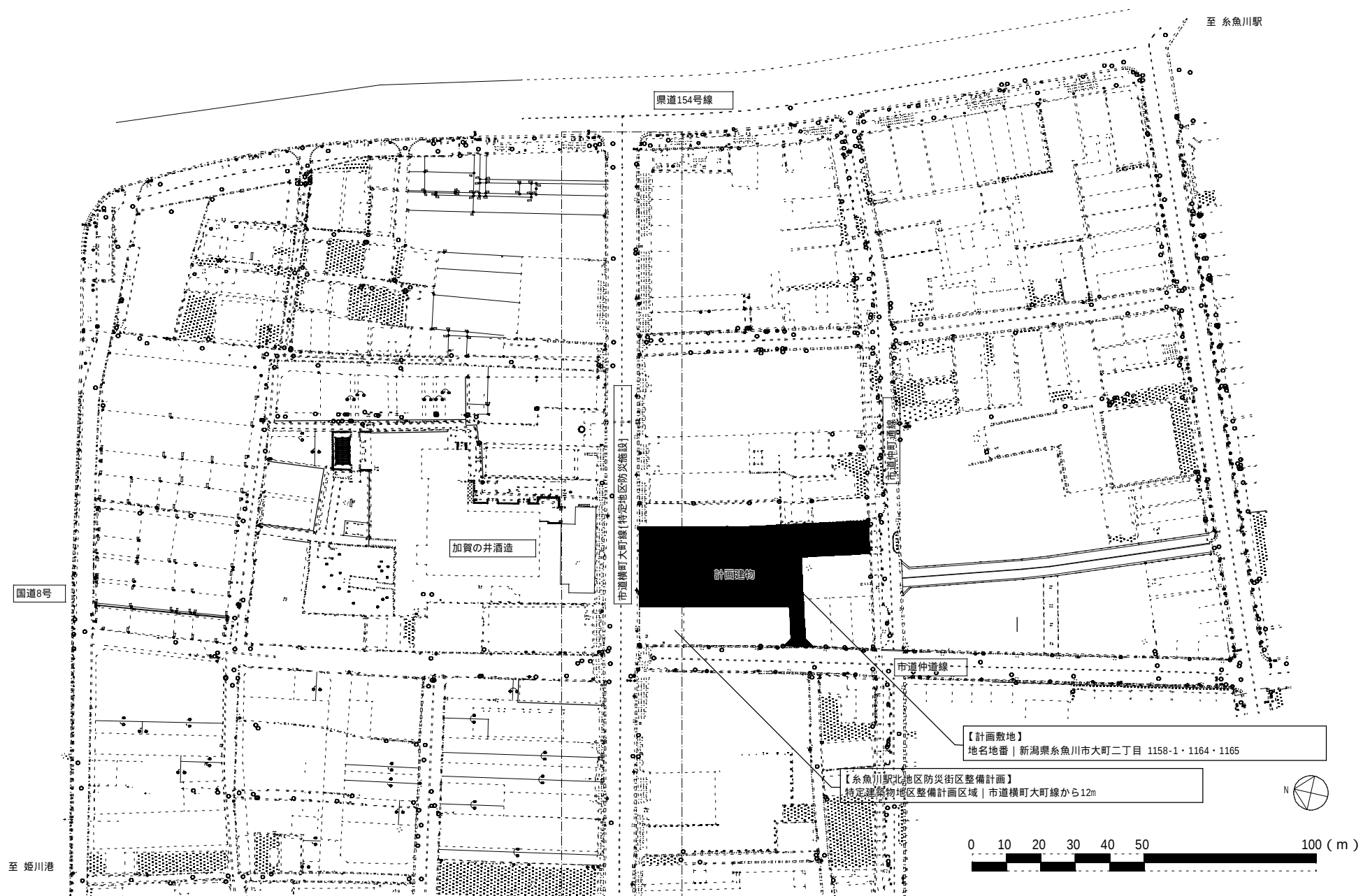
一般事項							
工事名称		複まち交第2号(仮称)にぎわい創出広場建物新築工事			建築主		
敷	敷地位置	新潟県糸魚川市大町二丁目 1158・1・1164・1165			工事概	工事種別	○新築 ・増築 ・別棟増築 ・増改築 ・改築 ・移転
	用途地域	・第1種低層住専 ・第2種低層住専 ・第1種中高層住専 ・第2種中高層住専 ・第1種住居 ・第2種住居 ・準住居 ・近隣商業 ・商業() ・準工業 ・工業 ・工業専用 ・指定なし					・用途変更 ・大規模の修繕 ・大規模の模様替え
		防火地域	・防火 ・準防火 ・法22条の地域 ・路線防火 ・指定なし ・2つの地域にわたる場合(防火 準防火) m ² m ²				集会場
	その他の指定	・美観地区 ・風致地区(国定公園) ・駐車場整備地区 ・土地区画整理事業地区 ・宅地造成工事規制地区 ・砂防地区 ・総合的設計による1団地 ・特定街区 ・住居系指向地区 ・市街化調整区域 ・景観重点地区△1・地区計画				駐車場等	
						工作物等	
道	道路巾員	北側 10.00 m	42条第1項道路	市道横町大町線	規	工期予定	高度地区
		西側 8.00 m	42条第1項道路	市道仲道線		高度利用地区	
		南側 9.00 m	42条第1項道路	市道仲町通線		斜線規制	
面	敷地面積		1342.83㎡			総合設計	○道路斜線 ・隣○境界斜線 ・北側斜線 ・天空率
			申請部分	申請以外の部分	合計	建ぺい率	80%
	延べ面	イ. 建物全体	355.35	-	355.35	容積率	400%
		ロ. 地階の居住部分	-	-	-	日影規制	
		ハ. 自動車車庫等の部分	-	-	-		
		ニ. 住宅の部分	-	-	-		

2. 建築物概要（棟別）		
棟 名	(仮称)にぎわい創出広場建物	1)、「耐火構造の外壁に木材、外断熱材等を施す場合の扱い」(建築物の防火避難規定の解説2012)に基づき、 防火構造の基準を損なわない
建物用途	集会場	
防火対象物	(1)項 □ 集会場	
工事種別	新築	
構造・規模	鉄骨造 1階建て	
基礎・杭	RC造布基礎	
屋 根	ガルバリウム鋼板縦ハゼ葺き	
外 壁	ガルバリウム鋼板波板葺き	防火構造
軒 裏	フレキシブルボード	
建築面積	364.47 ㎡	
延べ面積	355.35 ㎡	

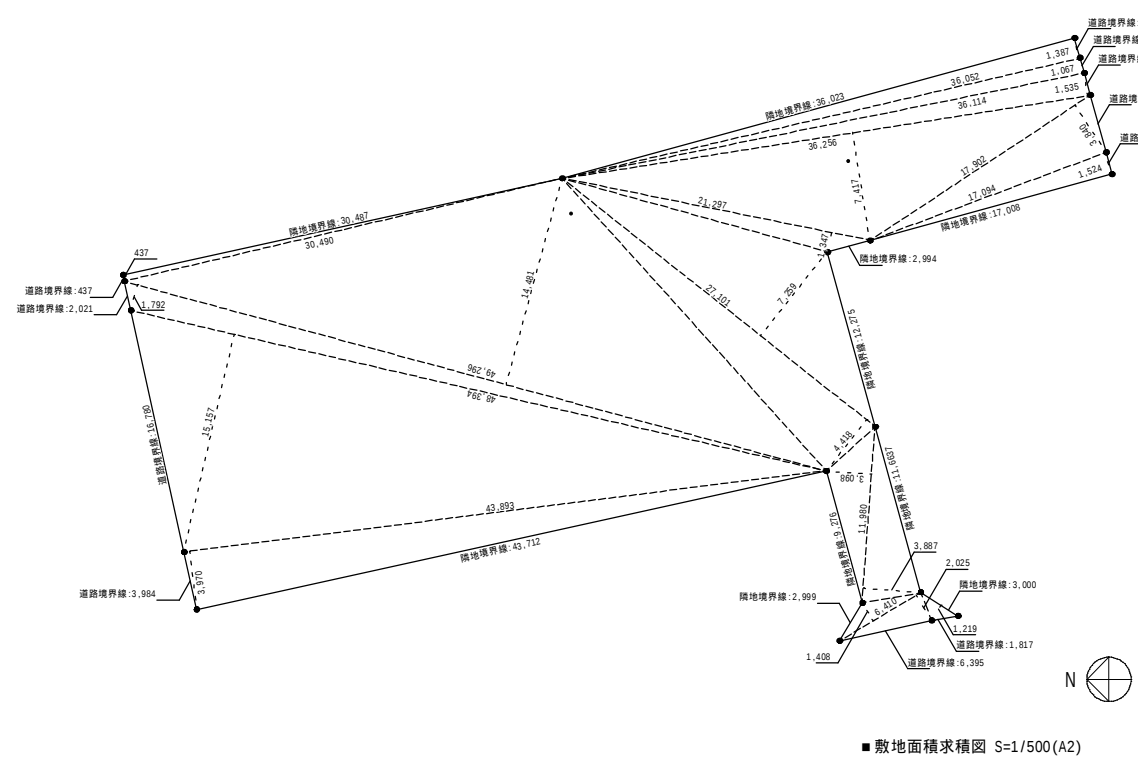
各階床面積	階	床面積 ㎡	階高 m	階別用途	床面積 ㎡	階高 m	階別用途	床面積 ㎡	階高 m	階別用途
	1	251.655	断面図を参照	集会場	103.695	断面図を参照	飲食店			
	</									

合 計 (㎡)			
高	イ. 設計 G L の指定	配置図図示	
	ロ. 標準地盤面の設計	GL-50(1FL=GL)	
	ハ. 建築物の高さ<9.2第1項六>	5.85m	
	ニ. 軒 高	3.45m	
	ホ. 最高高さ	GL+5800	
	ヘ. 基礎深さ	構造図による	

付近見取図

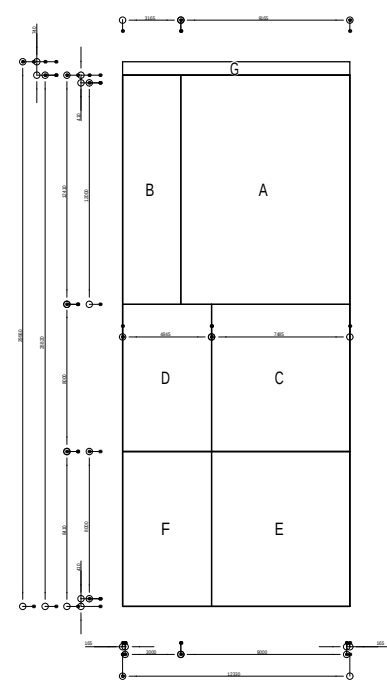


建物求積図・面積表・面積算定表



■ 敷地面積求積表

36.052	*	1.387	/2 =	25.002		11.980	*	3.887	/2 =	23.283	
36.114	*	1.067	/2 =	19.267		6.410	*	1.408	/2 =	4.513	
36.256	*	1.535	/2 =	27.826		6.410	*	2.025	/2 =	6.490	
36.256	*	7.417	/2 =	134.455		3.000	*	1.219	/2 =	1.829	
17.902	*	3.840	/2 =	34.372		30.490	*	0.437	/2 =	6.662	
17.094	*	1.524	/2 =	13.026		49.296	*	14.481	/2 =	356.928	
21.297	*	1.347	/2 =	14.344		49.296	*	1.792	/2 =	44.169	
27.101	*	7.259	/2 =	98.363		48.394	*	15.157	/2 =	366.754	
27.101	*	4.418	/2 =	59.866		43.893	*	3.970	/2 =	87.128	
11.980	*	3.098	/2 =	18.557		合計	1342.833	m ²	敷地面積	1342.83	m ²



■ 建築・延床面積求積図 $S=1/400(A_2)$

■ 建築・延床面積求積表		
A:	$9.165 \times 12.410 =$	113.73765 m ²
B:	$3.165 \times 12.410 =$	39.27765 m ²
C:	$7.485 \times 8.000 =$	59.88 m ²
D:	$4.845 \times 8.000 =$	38.76 m ²
E:	$7.485 \times 8.410 =$	62.94885 m ²
F:	$4.845 \times 8.410 =$	40.74645 m ²
G:	$12.330 \times 0.740 =$	9.1242 m ²
建築面積：A～G 29.560 + 12.330 = 364.4748 + 364.47m ²		
延床面積：A～F 355.35m ²		

		発注者 糸 魚 川 市	設計者 株式会社 ワークヴィジョンズ 一級建築士事務所 東京都知事事務所登録第60538号 代表 西村 浩 一級建築士登録第269055号	工事名称 復まち交第2号（仮称）にぎわい創出広場建物新築（建築）工事	縮 尺	図面番号
					1/400, 500(A2)	A01
					図面名称 設計概要	

			特記仕様 1.項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 2.特記事項は、○印の付いたものを適用する。 ○印の付かない場合は、印の付いたものを適用する。 ○印と○印の付いた場合は、共に適用する。 3.特記事項に記載の()内の表示番号は、標仕の当該項目、当該図または当該表を示す。 なお、(参考)は標仕の「各部配筋 参考図」を表す。 4.製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また()内は製品名を示す。		② 仮設工事	⑤ 足場	外部足場は枠組足場とする。(2.2.4) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同「ガイドライン」の別紙1「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。	⑥ コンクリート工事	4 骨材の品質 アルカリシリカ反応性による区分(6.3.1)(6.5.4) ・A B(コンクリート中のアルカリ総量Rt=3.0kg/m以下) ・ 混和剤 → 混和材 ○AE減水剤 高性能減水剤(6.3.1)(6.3.2) 下記のコンクリートは無筋コンクリートとして扱う。(6.14.1) ・配管埋設用コンクリート ・防水層保護コンクリート ・捨コンクリート ・側溝類コンクリート ・裏込めコンクリート 外部に面するコンクリート打放し仕上げ(仕上塗材、塗装等の仕上げを行う場合を含む。)の打増し厚さ 20mm ○図示 ひび割れ誘発目地 図示 ○監督員の指示による																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
仕 様 書 共通仕様 1.本共通仕様及び特記仕様に記載されていない事項は、「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編)最新版」(以下「標仕」という。)による。 2.標仕に用いられている用語を次のとおり読み替える。 (1)「契約書」を「糸魚川市財務規則(平成17年3月19日規則第49号)別記(第182条、183条関係)建設工事請負基準約款」(以下「約款」という。)に読み替える。 (2)「監督職員」を「監督員」に読み替える。 (3)「特記仕様書」を「特記仕様」に読み替える。 3.次の各号に該当する標仕の項目について、標仕の規定を別表に置き換えて適用する。 (1) 1章 1.1.2用語の定義の(1)、(14)及び(21) (2) " 1.4.2材料の品質の(a)及び(b) (3) " 1.4.4材料の検査等の(a) (4) " 1.6.1工事検査の(b)及び(d) 4.次に掲げる標仕の規定は、適用しない。 " 1.1.2 用語の定義の(22) " 1.6.2 技術検査			章 項 目 特 記 事 項		① 一般共通事項	④ 1 試験	・試験杭(4.2.1~4.2.4) 位置、本数及び寸法 図示 ・監督員の指示による(1.2.1) ・杭の載荷試験 ・鉛直載荷試験 ・水平載荷試験 試験位置 図示 載荷荷重 N/mm ² ・地盤の載荷試験 平板載荷試験 ・指示による 試験位置 図示 載荷荷重 N/mm ² 種類(4.3.1)(4.3.2) ・遠心力高強度プレストレストコンクリートくい(PhC杭) ・外観鋼管付きコンクリートくい(SC杭) ・プレストレスト鉄筋コンクリートくい(PRC杭)	⑦ 型枠	8 コンクリート躯体表面の処理	9 コンクリート打放し仕上げ	10 寒中コンクリート	⑦ 鉄骨工事	⑧ 鋼材	④ 高力ボルト	⑤ 工作図	⑥ 開先形状	⑦ スカラップ	⑧ 溶接部の試験	9 デッキプレート	10 耐火被覆	11 アンカーボルト	12 柱底均しモルタル	13 鎮止め塗料塗り	8 コンクリートブロック	2 鉄筋の加工及び組立	3 ALCパネル	仕様書(その)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
別 表 (建築工事)			④ 監理技術者の要件		⑤ 電気保安技術者	⑥ 発生材の処理等	3 場所打ちコンクリート杭地業	④ 砂利地業	⑤ 床下防湿層	⑤ ① 鉄筋の種別	⑤ ② 鉄筋の継手及び定着	⑤ ③ 鉄筋の最少かぶり厚さ	④ 帯筋	5 最上階柱頭補強	6 壁開口部の補強	7 梁貫通孔の補強形式	8 圧接完了後の抜取試験	⑥ ① 普通コンクリートの設計基準強度	⑥ ② レディミックスコンクリートの種類	⑥ ③ セメントの種類																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
号 項 目 置 き 換 え 後 の 標 仕 の 規 定			① 工事実績情報の登録		② 概成工期	2 4 追加特記 7「発生材の処理等」による。(1.3.8)	2 既製コンクリート杭地業	④ 試験杭	⑤ 本杭	先端部形状 開放形 ・開そく平たん形(4.3.2) 施工法 ・特定埋込み杭工法(建築基準法に基づく埋込杭工法とし、杭材料は指定又は認定条件に適合するもの) ・セメントミルク工法 支持地盤への掘削深さ ・1.5m程度 支持地盤への根入れ深さ ・1m以上 施工法の種別() 水平方向の位置ずれ精度 ・10.0mm以下 杭の継手 アーク溶接() ・無溶接継手()(4.3.6) 杭頭の処理 切断しない()(4.3.7) コンクリートの種別及び設計基準強度(4.5.3)(表4.5.1) ()種かつ()N/mm ² 以上 セメントの種類 高炉セメントB種(4.5.3) 帯筋 参考2.2 丸形(口)2・図示(4.5.3) 掘削工法 ・アースドリル工法(安定液使用 ・無水掘削)(4.5.4) ・リバーシ工法 ・オールケーシング工法(孔内の水張 行う ・行わない) ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法(4.5.5) ・拡底杭工法(安定液使用) 孔壁測定 ・行う ・行わない(4.5.4~4.5.5) ○再生クラッシュラン ・切込み砂利及び切込み砕(4.6.2) 施工箇所 ○建物内の土間スラブ 及び土間コンクリート下(ピット下を除く) ・図示による	⑤ ① 試験杭	⑤ ② 試験位置	⑤ ③ 試験位置	⑤ ④ 試験位置	⑤ ⑤ 試験位置	⑤ ⑥ 試験位置	⑤ ⑦ 試験位置	⑤ ⑧ 試験位置	⑤ ⑨ 試験位置	⑤ ⑩ 試験位置	⑤ ⑪ 試験位置	⑤ ⑫ 試験位置	⑤ ⑬ 試験位置	⑤ ⑭ 試験位置	⑤ ⑮ 試験位置	⑤ ⑯ 試験位置	⑤ ⑰ 試験位置	⑤ ⑱ 試験位置	⑤ ⑲ 試験位置	⑤ ⑳ 試験位置	⑤ ㉑ 試験位置	⑤ ㉒ 試験位置	⑤ ㉓ 試験位置	⑤ ㉔ 試験位置	⑤ ㉕ 試験位置	⑤ ㉖ 試験位置	⑤ ㉗ 試験位置	⑤ ㉘ 試験位置	⑤ ㉙ 試験位置	⑤ ㉚ 試験位置	⑤ ㉛ 試験位置	⑤ ㉜ 試験位置	⑤ ㉝ 試験位置	⑤ ㉞ 試験位置	⑤ ㉟ 試験位置	⑤ ㊱ 試験位置	⑤ ㊲ 試験位置	⑤ ㊳ 試験位置	⑤ ㊴ 試験位置	⑤ ㊵ 試験位置	⑤ ㊶ 試験位置	⑤ ㊷ 試験位置	⑤ ㊸ 試験位置	⑤ ㊹ 試験位置	⑤ ㊺ 試験位置	⑤ ㊻ 試験位置	⑤ ㊼ 試験位置	⑤ ㊽ 試験位置	⑤ ㊾ 試験位置	⑤ ㊿ 試験位置	⑤ ㋀ 試験位置	⑤ ㋁ 試験位置	⑤ ㋂ 試験位置	⑤ ㋃ 試験位置	⑤ ㋄ 試験位置	⑤ ㋅ 試験位置	⑤ ㋆ 試験位置	⑤ ㋇ 試験位置	⑤ ㋈ 試験位置	⑤ ㋉ 試験位置	⑤ ㋊ 試験位置	⑤ ㋋ 試験位置	⑤ ㋌ 試験位置	⑤ ㋍ 試験位置	⑤ ㋎ 試験位置	⑤ ㋏ 試験位置	⑤ ㋐ 試験位置	⑤ ㋑ 試験位置	⑤ ㋒ 試験位置	⑤ ㋓ 試験位置	⑤ ㋔ 試験位置	⑤ ㋕ 試験位置	⑤ ㋖ 試験位置	⑤ ㋗ 試験位置	⑤ ㋘ 試験位置	⑤ ㋙ 試験位置	⑤ ㋚ 試験位置	⑤ ㋛ 試験位置	⑤ ㋜ 試験位置	⑤ ㋝ 試験位置	⑤ ㋞ 試験位置	⑤ ㋟ 試験位置	⑤ ㋠ 試験位置	⑤ ㋡ 試験位置	⑤ ㋢ 試験位置	⑤ ㋣ 試験位置	⑤ ㋤ 試験位置	⑤ ㋥ 試験位置	⑤ ㋦ 試験位置	⑤ ㋧ 試験位置	⑤ ㋨ 試験位置	⑤ ㋩ 試験位置	⑤ ㋪ 試験位置	⑤ ㋫ 試験位置	⑤ ㋬ 試験位置	⑤ ㋭ 試験位置	⑤ ㋮ 試験位置	⑤ ㋯ 試験位置	⑤ ㋰ 試験位置	⑤ ㋱ 試験位置	⑤ ㋲ 試験位置	⑤ ㋳ 試験位置	⑤ ㋴ 試験位置	⑤ ㋵ 試験位置	⑤ ㋶ 試験位置	⑤ ㋷ 試験位置	⑤ ㋸ 試験位置	⑤ ㋹ 試験位置	⑤ ㋺ 試験位置	⑤ ㋻ 試験位置	⑤ ㋼ 試験位置	⑤ ㋽ 試験位置	⑤ ㋾ 試験位置	⑤ ㋿ 試験位置	⑤ ㌀ 試験位置	⑤ ㌁ 試験位置	⑤ ㌂ 試験位置	⑤ ㌃ 試験位置	⑤ ㌄ 試験位置	⑤ ㌅ 試験位置	⑤ ㌆ 試験位置	⑤ ㌇ 試験位置	⑤ ㌈ 試験位置	⑤ ㌉ 試験位置	⑤ ㌊ 試験位置	⑤ ㌋ 試験位置	⑤ ㌌ 試験位置	⑤ ㌍ 試験位置	⑤ ㌎ 試験位置	⑤ ㌏ 試験位置	⑤ ㌐ 試験位置	⑤ ㌑ 試験位置	⑤ ㌒ 試験位置	⑤ ㌓ 試験位置	⑤ ㌔ 試験位置	⑤ ㌕ 試験位置	⑤ ㌖ 試験位置	⑤ ㌗ 試験位置	⑤ ㌘ 試験位置	⑤ ㌙ 試験位置	⑤ ㌚ 試験位置	⑤ ㌛ 試験位置	⑤ ㌜ 試験位置	⑤ ㌝ 試験位置	⑤ ㌞ 試験位置	⑤ ㌟ 試験位置	⑤ ㌠ 試験位置	⑤ ㌡ 試験位置	⑤ ㌢ 試験位置	⑤ ㌣ 試験位置	⑤ ㌤ 試験位置	⑤ ㌥ 試験位置	⑤ ㌦ 試験位置	⑤ ㌧ 試験位置	⑤ ㌨ 試験位置	⑤ ㌩ 試験位置	⑤ ㌪ 試験位置	⑤ ㌫ 試験位置	⑤ ㌬ 試験位置	⑤ ㌭ 試験位置	⑤ ㌮ 試験位置	⑤ ㌯ 試験位置	⑤ ㌰ 試験位置	⑤ ㌱ 試験位置	⑤ ㌲ 試験位置	⑤ ㌳ 試験位置	⑤ ㌴ 試験位置	⑤ ㌵ 試験位置	⑤ ㌶ 試験位置	⑤ ㌷ 試験位置	⑤ ㌸ 試験位置	⑤ ㌹ 試験位置	⑤ ㌺ 試験位置	⑤ ㌻ 試験位置	⑤ ㌼ 試験位置	⑤ ㌽ 試験位置	⑤ ㌾ 試験位置	⑤ ㌿ 試験位置	⑤ ㍀ 試験位置	⑤ ㍁ 試験位置	⑤ ㍂ 試験位置	⑤ ㍃ 試験位置	⑤ ㍄ 試験位置	⑤ ㍅ 試験位置	⑤ ㍆ 試験位置	⑤ ㍇ 試験位置	⑤ ㍈ 試験位置	⑤ ㍉ 試験位置	⑤ ㍊ 試験位置	⑤ ㍋ 試験位置	⑤ ㍌ 試験位置	⑤ ㍍ 試験位置	⑤ ㍎ 試験位置	⑤ ㍏ 試験位置	⑤ ㍐ 試験位置	⑤ ㍑ 試験位置	⑤ ㍒ 試験位置	⑤ ㍓ 試験位置	⑤ ㍔ 試験位置	⑤ ㍕ 試験位置	⑤ ㍖ 試験位置	⑤ ㍗ 試験位置	⑤ ㍘ 試験位置	⑤ ㍙ 試験位置	⑤ ㍚ 試験位置	⑤ ㍛ 試験位置	⑤ ㍜ 試験位置	⑤ ㍝ 試験位置	⑤ ㍞ 試験位置	⑤ ㍟ 試験位置	⑤ ㍠ 試験位置	⑤ ㍡ 試験位置	⑤ ㍢ 試験位置	⑤ ㍣ 試験位置	⑤ ㍤ 試験位置	⑤ ㍥ 試験位置	⑤ ㍦ 試験位置	⑤ ㍧ 試験位置	⑤ ㍨ 試験位置	⑤ ㍩ 試験位置	⑤ ㍪ 試験位置	⑤ ㍫ 試験位置	⑤ ㍬ 試験位置	⑤ ㍭ 試験位置	⑤ ㍮ 試験位置	⑤ ㍯ 試験位置	⑤ ㍰ 試験位置	⑤ ㍱ 試験位置	⑤ ㍲ 試験位置	⑤ ㍳ 試験位置	⑤ ㍴ 試験位置	⑤ ㍵ 試験位置	⑤ ㍶ 試験位置	⑤ ㍷ 試験位置	⑤ ㍸ 試験位置	⑤ ㍹ 試験位置	⑤ ㍺ 試験位置	⑤ ㍻ 試験位置	⑤ ㍼ 試験位置	⑤ ㍽ 試験位置	⑤ ㍾ 試験位置	⑤ ㍿ 試験位置	⑤ ㏀ 試験位置	⑤ ㏁ 試験位置	⑤ ㏂ 試験位置	⑤ ㏃ 試験位置	⑤ ㏄ 試験位置	⑤ ㏅ 試験位置	⑤ ㏆ 試験位置	⑤ ㏇ 試験位置	⑤ ㏈ 試験位置	⑤ ㏉ 試験位置	⑤ ㏊ 試験位置	⑤ ㏋ 試験位置	⑤ ㏌ 試験位置	⑤ ㏍ 試験位置	⑤ ㏎ 試験位置	⑤ ㏏ 試験位置	⑤ ㏐ 試験位置	⑤ ㏑ 試験位置	⑤ ㏒ 試験位置	⑤ ㏓ 試験位置	⑤ ㏔ 試験位置	⑤ ㏕ 試験位置	⑤ ㏖ 試験位置	⑤ ㏗ 試験位置	⑤ ㏘ 試験位置	⑤ ㏙ 試験位置	⑤ ㏚ 試験位置	⑤ ㏛ 試験位置	⑤ ㏜ 試験位置	⑤ ㏝ 試験位置	⑤ ㏞ 試験位置	⑤ ㏟ 試験位置	⑤ ㏠ 試験位置	⑤ ㏡ 試験位置	⑤ ㏢ 試験位置	⑤ ㏣ 試験位置	⑤ ㏤ 試験位置	⑤ ㏥ 試験位置	⑤ ㏦ 試験位置	⑤ ㏧ 試験位置	⑤ ㏨ 試験位置	⑤ ㏩ 試験位置	⑤ ㏪ 試験位置	⑤ ㏫ 試験位置	⑤ ㏬ 試験位置	⑤ ㏭ 試験位置	⑤ ㏮ 試験位置	⑤ ㏯ 試験位置	⑤ ㏰ 試験位置	⑤ ㏱ 試験位置	⑤ ㏲ 試験位置	⑤ ㏳ 試験位置	⑤ ㏴ 試験位置	⑤ ㏵ 試験位置	⑤ ㏶ 試験位置	⑤ ㏷ 試験位置	⑤ ㏸ 試験位置	⑤ ㏹ 試験位置	⑤ ㏺ 試験位置	⑤ ㏻ 試験位置	⑤ ㏼ 試験位置	⑤ ㏽ 試験位置	⑤ ㏾ 試験位置	⑤ ㏿ 試験位置	⑤ 㐀 試験位置	⑤ 㐁 試験位置	⑤ 㐂 試験位置	⑤ 㐃 試験位置	⑤ 㐄 試験位置	⑤ 㐅 試験位置	⑤ 㐆 試験位置	⑤ 㐇 試験位置	⑤ 㐈 試験位置	⑤ 㐉 試験位置	⑤ 㐊 試験位置	⑤ 㐋 試験位置	⑤ 㐌 試験位置	⑤ 㐍 試験位置	⑤ 㐎 試験位置	⑤ 㐏 試験位置	⑤ 㐐 試験位置	⑤ 㐑 試験位置	⑤ 㐒 試験位置	⑤ 㐓 試験位置	⑤ 㐔 試験位置	⑤ 㐕 試験位置	⑤ 㐖 試験位置	⑤ 㐗 試験位置	⑤ 㐘 試験位置	⑤ 㐙 試験位置	⑤ 㐚 試験位置	⑤ 㐛 試験位置	⑤ 㐜 試験位置	⑤ 㐝 試験位置	⑤ 㐞 試験位置	⑤ 㐟 試験位置	⑤ 㐠 試験位置	⑤ 㐡 試験位置	⑤ 㐢 試験位置	⑤ 㐣 試験位置	⑤ 㐤 試験位置	⑤ 㐥 試験位置	⑤ 㐦 試験位置	⑤ 㐧 試験位置	⑤ 㐨 試験位置	⑤ 㐩 試験位置	⑤ 㐪 試験位置	⑤ 㐫 試験位置	⑤ 㐬 試験位置	⑤ 㐭 試験位置	⑤ 㐮 試験位置	⑤ 㐯 試験位置	⑤ 㐰 試験位置	⑤ 㐱 試験位置	⑤ 㐲 試験位置	⑤ 㐳 試験位置	⑤ 㐴 試験位置	⑤ 㐵 試験位置	⑤ 㐶 試験位置	⑤ 㐷 試験位置	⑤ 㐸 試験位置	⑤ 㐹 試験位置	⑤ 㐺 試験位置	⑤ 㐻 試験位置	⑤ 㐼 試験位置	⑤ 㐽 試験位置	⑤ 㐾 試験位置	⑤ 㐿 試験位置	⑤ 㑀 試験位置	⑤ 㑁 試験位置	⑤ 㑂 試験位置	⑤ 㑃 試験位置	⑤ 㑄 試験位置	⑤ 㑅 試験位置	⑤ 㑆 試験位置	⑤ 㑇 試験位置	⑤ 㑈 試験位置	⑤ 㑉 試験位置	⑤ 㑊 試験位置	⑤ 㑋 試験位置	⑤ 㑌 試験位置	⑤ 㑍 試験位置	⑤ 㑎 試験位置	⑤ 㑏 試験位置	⑤ 㑐 試験位置	⑤ 㑑 試験位置	⑤ 㑒 試験位置	⑤ 㑓 試験位置	⑤ 㑔 試験位置	⑤ 㑕 試験位置	⑤ 㑖 試験位置	⑤ 㑗 試験位置	⑤ 㑘 試験位置	⑤ 㑙 試験位置	⑤ 㑚 試験位置	⑤ 㑛 試験位置	⑤ 㑜 試験位置	⑤ 㑝 試験位置	⑤ 㑞 試験位置	⑤ 㑟 試験位置	⑤ 㑠 試験位置	⑤ 㑡 試験位置	⑤ 㑢 試験位置	⑤ 㑣 試験位置	⑤ 㑤 試験位置	⑤ 㑥 試験位置	⑤ 㑦 試験位置	⑤ 㑧 試験位置	⑤ 㑨 試験位置	⑤ 㑩 試験位置	⑤ 㑪 試験位置	⑤ 㑫 試験位置	⑤ 㑬 試験位置	⑤ 㑭 試験位置	⑤ 㑮 試験位置	⑤ 㑯 試験位置	⑤ 㑰 試験位置	⑤ 㑱 試験位置	⑤ 㑲 試験位置	⑤ 㑳 試験位置	⑤ 㑴 試験位置	⑤ 㑵 試験位置	⑤ 㑶 試験位置	⑤ 㑷 試験位置	⑤ 㑸 試験位置	⑤ 㑹 試験位置	⑤ 㑺 試験位置	⑤ 㑻 試験位置	⑤ 㑼 試験位置	⑤ 㑽 試験位置	⑤ 㑾 試験位置	⑤ 㑿 試験位置	⑤ 㒀 試験位置	⑤ 㒁 試験位置	⑤ 㒂 試験位置	⑤ 㒃 試験位置	⑤ 㒄 試験位置	⑤ 㒅 試験位置	⑤ 㒆 試験位置	⑤ 㒇 試験位置	⑤ 㒈 試験位置	⑤ 㒉 試験位置	⑤ 㒊 試験位置	⑤ 㒋 試験位置	⑤ 㒌 試験位置	⑤ 㒍 試験位置	⑤ 㒎 試験位置	⑤ 㒏 試験位置	⑤ 㒐 試験位置	⑤ 㒑 試験位置	⑤ 㒒 試験位置	⑤ 㒓 試験位置	⑤ 㒔 試験位置	⑤ 㒕 試験位置	⑤ 㒖 試験位置	⑤ 㒗 試験位置	⑤ 㒘 試験位置	⑤ 㒙 試験位置	⑤ 㒚 試験位置	⑤ 㒛 試験位置	⑤ 㒜 試験位置	⑤ 㒝 試験位置	⑤ 㒞 試験位置	⑤ 㒟 試験位置	⑤ 㒠 試験位置	⑤ 㒡 試験位置	⑤ 㒢 試験位置	⑤ 㒣 試験位置	⑤ 㒤 試験位置	⑤ 㒥 試験位置	⑤ 㒦 試験位置	⑤ 㒧 試験位置	⑤ 㒨 試験位置	⑤ 㒩 試験位置	⑤ 㒪 試験位置	⑤ 㒫 試験位置	⑤ 㒬 試験位置	⑤ 㒭 試験位置	⑤ 㒮 試験位置	⑤ 㒯 試験位置	⑤ 㒰 試験位置	⑤ 㒱 試験位置	⑤ 㒲 試験位置	⑤ 㒳 試験位置	⑤ 㒴 試験位置	⑤ 㒵 試験位置	⑤ 㒶 試験位置	⑤ 㒷 試験位置	⑤ 㒸 試験位置	⑤ 㒹 試験位置	⑤ 㒺 試験位置	⑤ 㒻 試験位置	⑤ 㒼 試験位置	⑤ 㒽 試験位置	⑤ 㒾 試験位置	⑤ 㒿 試験位置	⑤ 㓀 試験位置	⑤ 㓁 試験位置	⑤ 㓂 試験位置	⑤ 㓃 試験位置	⑤ 㓄 試験位置	⑤ 㓅 試験位置	⑤ 㓆 試験位置	⑤ 㓇 試験位置	⑤ 㓈 試験位置	⑤ 㓉 試験位置	⑤ 㓊 試験位置	⑤ 㓋 試験位置	⑤ 㓌 試験位置	⑤ 㓍 試験位置	⑤ 㓎 試験位置	⑤ 㓏 試験位置	⑤ 㓐 試験位置	⑤ 㓑 試験位置	⑤ 㓒 試験位置	⑤ 㓓 試験位置	⑤ 㓔 試験位置	⑤ 㓕 試験位置	⑤ 㓖 試験位置	⑤ 㓗 試験位置	⑤ 㓘 試験位置	⑤ 㓙 試験位置	⑤ 㓚 試験位置	⑤ 㓛 試験位置	⑤ 㓜 試験位置	⑤ 㓝 試験位置	⑤ 㓞 試験位置	⑤ 㓟 試験位置	⑤ 㓠 試験位置	⑤ 㓡 試験位置	⑤ 㓢 試験位置	⑤ 㓣 試験位置	⑤ 㓤 試験位置	⑤ 㓥 試験位置	⑤ 㓦 試験位置	⑤ 㓧 試験位置	⑤ 㓨 試験位置	⑤ 㓩 試験位置	⑤ 㓪 試験位置	⑤ 㓫 試験位置	⑤ 㓬 試験位置	⑤ 㓭 試験位置	⑤ 㓮 試験位置	⑤ 㓯 試験位置	⑤ 㓰 試験位置	⑤ 㓱 試験位置	⑤ 㓲 試験位置	⑤ 㓳 試験位置	⑤ 㓴 試験位置	⑤ 㓵 試験位置	⑤ 㓶 試験位置	⑤ 㓷 試験位置	⑤ 㓸 試験位置	⑤ 㓹 試験位置	⑤ 㓺 試験位置	⑤ 㓻 試験位置	⑤ 㓼 試験位置	⑤ 㓽 試験位置	⑤ 㓾 試験位置	⑤ 㓿 試験位置	⑤ 㔀 試験位置	⑤ 㔁 試験位置	⑤ 㔂 試験位置	⑤ 㔃 試験位置	⑤ 㔄 試験位置	⑤ 㔅 試験位置	⑤ 㔆 試験位置	⑤ 㔇 試験位置	⑤ 㔈 試験位置	⑤ 㔉 試験位置	⑤ 㔊 試験位置	⑤ 㔋 試験位置	⑤ 㔌 試験位置	⑤ 㔍 試験位置	⑤ 㔎 試験位置	⑤ 㔏 試験位置	⑤ 㔐 試験位置	⑤ 㔑 試験位置	⑤ 㔒 試験位置	⑤ 㔓 試験位置	⑤ 㔔 試験位置	⑤ 㔕 試験位置	⑤ 㔖 試験位置	⑤ 㔗 試験位置	⑤ 㔘 試験位置	⑤ 㔙 試験位置	⑤ 㔚 試験位置	⑤ 㔛 試験位置	⑤ 㔜 試験位置	⑤ 㔝 試験位置	⑤ 㔞 試験位置	⑤ 㔟 試験位置	⑤ 㔠 試験位置	⑤ 㔡 試験位置	⑤ 㔢 試験位置	⑤ 㔣 試験位置	⑤ 㔤 試験位置	⑤ 㔥 試験位置	⑤ 㔦 試験位置	⑤ 㔧 試験位置	⑤ 㔨 試験位置	⑤ 㔩 試験位置	⑤ 㔪 試験位置	⑤ 㔫 試験位置	⑤ 㔬 試験位置	⑤ 㔭 試験位置	⑤ 㔮 試験位置	⑤ 㔯 試験位置	⑤ 㔰 試験位置	⑤ 㔱 試験位置	⑤ 㔲 試験位置	⑤ 㔳 試験位置	⑤ 㔴 試験位置	⑤ 㔵 試験位置	⑤ 㔶 試験位置	⑤ 㔷 試験位置	⑤ 㔸 試験位置	⑤ 㔹 試験位置	⑤ 㔺 試験位置	⑤ 㔻 試験位置	⑤ 㔼 試験位置	⑤ 㔽 試験位置	⑤ 㔾 試験位置	⑤ 㔿 試験位置	⑤ 㕀 試験位置	⑤ 㕁 試験位置	⑤ 㕂 試験位置	⑤ 㕃 試験位置	⑤ 㕄 試験位置	⑤ 㕅 試験位置	⑤ 㕆 試験位置	⑤ 㕇 試験位置	⑤ 㕈 試験位置	⑤ 㕉 試験位置	⑤ 㕊 試験位置	⑤ 㕋 試験位置	⑤ 㕌 試験位置	⑤ 㕍 試験位置	⑤ 㕎 試験位置	⑤ 㕏 試験位置	⑤ 㕐 試験位置	⑤ 㕑 試験位置	⑤ 㕒 試験位置	⑤ 㕓 試験位置	⑤ 㕔 試験位置	⑤ 㕕 試験位置	⑤ 㕖 試験位置	⑤ 㕗 試験位置	⑤ 㕘 試験位置	⑤ 㕙 試験位置	⑤ 㕚 試験位置	⑤ 㕛 試験位置	⑤ 㕜 試験位置	⑤ 㕝 試験位置	⑤ 㕞 試験位置	⑤ 㕟 試験位置	⑤ 㕠 試験位置	⑤ 㕡 試験位置	⑤ 㕢 試験位置	⑤ 㕣 試験位置	⑤ 㕤 試験位置	⑤ 㕥 試験位置	⑤ 㕦 試験位置	⑤ 㕧 試験位置	⑤ 㕨 試験位置	⑤ 㕩 試験位置	⑤ 㕪 試験位置	⑤ 㕫 試験位置	⑤ 㕬 試験位置	⑤ 㕭 試験位置	⑤ 㕮 試験位置	⑤ 㕯 試験位置	⑤ 㕰 試験位置	⑤ 㕱 試験位置	⑤ 㕲 試験位置	⑤ 㕳 試験位置	⑤ 㕴 試験位置	⑤ 㕵 試験位置	⑤ 㕶 試験位置	⑤ 㕷 試験位置	⑤ 㕸 試験位置	⑤ 㕹 試験位置	⑤ 㕺 試験位置	⑤ 㕻 試験位置	⑤ 㕼 試験位置	⑤ 㕽 試験位置	⑤ 㕾 試験位置	⑤ 㕿 試験位置	⑤ 㖀 試験位置	⑤ 㖁 試験位置	⑤ 㖂 試験位置	⑤ 㖃 試験位置	⑤ 㖄 試験位置	⑤ 㖅 試験位置	⑤ 㖆 試験位置	⑤ 㖇 試験位置	⑤ 㖈 試験位置	⑤ 㖉 試験位置	⑤ 㖊 試験位置	⑤ 㖋 試験位置	⑤ 㖌 試験位置	⑤ 㖍 試験位置	⑤ 㖎 試験位置	⑤ 㖏 試験位置	⑤ 㖐 試験位置	⑤ 㖑 試験位置	⑤ 㖒 試験位置	⑤ 㖓 試験位置	⑤ 㖔 試験位置	⑤ 㖕 試験位置	⑤ 㖖 試験位置	⑤ 㖗 試験位置	⑤ 㖘 試験位置	⑤ 㖙 試験位置	⑤ 㖚 試験位置	⑤ 㖛 試験位置	⑤ 㖜 試験位置	⑤ 㖝 試験位置	⑤ 㖞 試験位置	⑤ 㖟 試験位置	⑤ 㖠 試験位置	⑤ 㖡 試験位置	⑤ 㖢 試験位置	⑤ 㖣 試験位置	⑤ 㖤 試験位置	⑤ 㖥 試験位置	⑤ 㖦 試験位置	⑤

⑧ コンクリート 押出成形セメント板 （ＥＣＰ）	⑨ 防水工事	⑩ 石工事	⑪ タイ ル 工 事	⑫ 金 属 工 事	⑬ 金 属 工 事	⑭ 金 属 工 事	⑮ 左 官 工 事	⑯ 建 具 工 事	⑰ 建 具 工 事	⑱ 建 具 工 事	⑲ 建 具 工 事	⑳ 建 具 工 事	㉑ 建 具 工 事	㉒ 建 具 工 事	㉓ 建 具 工 事	㉔ 建 具 工 事	㉕ 建 具 工 事	㉖ 建 具 工 事	㉗ 建 具 工 事	㉘ 建 具 工 事	㉙ 建 具 工 事	㉚ 建 具 工 事	㉛ 建 具 工 事	㉜ 建 具 工 事	㉝ 建 具 工 事	㉞ 建 具 工 事	㉟ 建 具 工 事	㊱ 建 具 工 事	㊲ 建 具 工 事	㊳ 建 具 工 事	㊴ 建 具 工 事	㊵ 建 具 工 事	㊶ 建 具 工 事	㊷ 建 具 工 事	㊸ 建 具 工 事	㊹ 建 具 工 事	㊺ 建 具 工 事	㊻ 建 具 工 事	㊼ 建 具 工 事	㊽ 建 具 工 事	㊾ 建 具 工 事	㊿ 建 具 工 事	㋀ 建 具 工 事	㋁ 建 具 工 事	㋂ 建 具 工 事	㋃ 建 具 工 事	㋄ 建 具 工 事	㋅ 建 具 工 事	㋆ 建 具 工 事	㋇ 建 具 工 事	㋈ 建 具 工 事	㋉ 建 具 工 事	㋊ 建 具 工 事	㋋ 建 具 工 事	㋌ 建 具 工 事	㋍ 建 具 工 事	㋎ 建 具 工 事	㋏ 建 具 工 事	㋐ 建 具 工 事	㋑ 建 具 工 事	㋒ 建 具 工 事	㋓ 建 具 工 事	㋔ 建 具 工 事	㋕ 建 具 工 事	㋖ 建 具 工 事	㋗ 建 具 工 事	㋘ 建 具 工 事	㋙ 建 具 工 事	㋚ 建 具 工 事	㋛ 建 具 工 事	㋜ 建 具 工 事	㋝ 建 具 工 事	㋞ 建 具 工 事	㋟ 建 具 工 事	㋠ 建 具 工 事	㋡ 建 具 工 事	㋢ 建 具 工 事	㋣ 建 具 工 事	㋤ 建 具 工 事	㋥ 建 具 工 事	㋦ 建 具 工 事	㋧ 建 具 工 事	㋨ 建 具 工 事	㋩ 建 具 工 事	㋪ 建 具 工 事	㋫ 建 具 工 事	㋬ 建 具 工 事	㋭ 建 具 工 事	㋮ 建 具 工 事	㋯ 建 具 工 事	㋰ 建 具 工 事	㋱ 建 具 工 事	㋲ 建 具 工 事	㋳ 建 具 工 事	㋴ 建 具 工 事	㋵ 建 具 工 事	㋶ 建 具 工 事	㋷ 建 具 工 事	㋸ 建 具 工 事	㋹ 建 具 工 事	㋺ 建 具 工 事	㋻ 建 具 工 事	㋼ 建 具 工 事	㋽ 建 具 工 事	㋾ 建 具 工 事	㋿ 建 具 工 事	㌀ 建 具 工 事	㌁ 建 具 工 事	㌂ 建 具 工 事	㌃ 建 具 工 事	㌄ 建 具 工 事	㌅ 建 具 工 事	㌆ 建 具 工 事	㌇ 建 具 工 事	㌈ 建 具 工 事	㌉ 建 具 工 事	㌊ 建 具 工 事	㌋ 建 具 工 事	㌌ 建 具 工 事	㌍ 建 具 工 事	㌎ 建 具 工 事	㌏ 建 具 工 事	㌐ 建 具 工 事	㌑ 建 具 工 事	㌒ 建 具 工 事	㌓ 建 具 工 事	㌔ 建 具 工 事	㌕ 建 具 工 事	㌖ 建 具 工 事	㌗ 建 具 工 事	㌘ 建 具 工 事	㌙ 建 具 工 事	㌚ 建 具 工 事	㌛ 建 具 工 事	㌜ 建 具 工 事
-----------------------------------	-----------	----------	------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

[illegible]

[illegible]

○ 現場代理人の常駐義務発効等に関する特記仕様書		○ 請負工事における電子納品に関する特記仕様書		○ 地域保全型工事（建築一式工事、電気工事及び管工事）に係る特記仕様書		○ 埋設配管・配線切断事故防止措置等に関する特記仕様書			
追加特記（部・課共通事項）	①現場代理人の兼任	・ 認めない ○ 認める（ ・ 金額上限なし○ 兼任工事との合計額が7, 0 0 0 万円未満であること・ 指定工事がある場合	1 電子納品	・ 実施する 実施しない 新島県C A L S / E C 整備計画（アクションプログラム）に基づき「電子納品対象工事」は、以下の各項目より履行するものとする。 1 受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新島県C A L S システム（以下「C A L S システム」といふ、URL : http : / / www . ni i g a t a . p r e f . c a l s - e c . j p / ）を利用して電子協議を行わなければならない 2 受注者は、C A L S システムを利用して、監督員との協議に従い「工事完成図書」の一部について、電子納品を行わなければならない 3 工事完成図書の提出方法および提出期限については「電子成果品としてC D - R 2 部（枚）および紙による成果品として1 部納品するものとする。なお、電子成果品のうち、「新島県C A L S システムで交換された書類（打合せ簿等）」、「写真」、「参考図」については、電子成果品のための納品とするが、それ以外の書類を電子成果品にて納品した場合は、紙による納品も追加するものとする。 4 受注者は、C A L S システムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない 5 監督員が受注者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、後日C A L S システムにより監督員と受注者の両者が指示内容を確認するものとする。 6 受注者は、C A L S システムの利用料を、新島県よりC A L S システム運営業務を受託している者に支払うこと。なお、C A L S システム利用料として、新島県C A L S システム利用登録料を別途精上げ計上している。 7 C A L S システムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の事実を報告し確認を受けること。また、支払の事実を証明する書類（銀行振り込みの写し等）を工事完了時に提出すること。 8 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。	1 地域保全型工事の適用	・ 対象工事である 本工事は、 対象工事でない 下請負する場合 （ 1 ） 工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。 （ 2 ） 工事を落札した建設業者（以下「直接元請負人」という。）は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。ただし、これによりがたい場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。 （ 3 ） 直接元請負人は（ 4 ）及び（ 5 ）の条件の履行の確保を図るため、工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1 ）を工事着手届に併せて監督員へ提出すること。 ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 （ 4 ） 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請負の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2 ）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3 ）により、建設業法令遵守状況を点検し、工事が完了したときは、発注機関へ「法令遵守状況報告書」（様式4 ）を提出すること。 （ 5 ） 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・建退共等への加入について指導すること。また、資金については、公共工事電磁的労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることのないよう指導すること。 （ 6 ） 直接元請負人は、請け負った工事が技能労働者の労務資金に係る報告の対象に選定されたときは、自社及び工事を施工する下請負人別に作成した「技能労働者の労務資金に係る報告書」（様式5 ）を工事完了時に発注機関へ提出すること。なお、報告対象工事は、契約締結後、発注機関が選定し、直接元請負人に通知する。 （ 7 ） 直接元請負人は、下請負人に対して建設業職金共済証紙を適正に交付するとともに、工事が完了したときは、発注機関へ「建設業職金共済証紙購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式6 - 1 ）及び6 - 2 ）を提出すること。 （ 8 ） 直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業経費削減助成制度」などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。 （ 9 ） 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注機関へ提出すること。	追加特記（部・課共通事項）	1 対象作業 既存建物・躯体内の埋設配管・配線を切断する恐れのある作業 ・ あと施工アンカー、カッター入れ、はつり、解体、コア抜き等 なお、地下の埋設配管等の安全確保は改修工事標準仕様書（建設工事1.3.7(d)、電気設備工事1.3.5(d)、機械設備工事1.3.5(e)）による。	
	2 常駐を免除することができる期間	常駐を免除することができる期間については以下のとおりであり、常駐を免除する具体的な期間は、請負契約締結後、監督員との打合せにて工事打合簿に定める。（現場代理人が、本工事と本工事以外の工事を兼任している期間は、以下の期間であっても常駐は免除しない。 ・ 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間 ・ 建設工事請負基準約款第2 1 条第1 項又は第2 項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間 ・ 以下のものの工機製作等のみが行われている期間	2 電子検査	・ 実施する 実施しない 電子検査に係る詳細な事項については、別途県が公表する「新島県電子検査実施要領」による。 〔注1〕電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他の資料（図書等）にて行うことをいう。 〔注2〕電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することとをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する「新島県策定」の「新島県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを目指す。 〔注3〕新島県C A L S / E C ホームページにて公表する。 http : / / www . p r e f . ni i g a t a . l g . j p / g j i u t s u / 1197303328963 . h t m l	2 地域保全型工事	・ 対象工事でない 下請負する場合 （ 1 ） 工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。 （ 2 ） 工事を落札した建設業者（以下「直接元請負人」という。）は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。ただし、これによりがたい場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。 （ 3 ） 直接元請負人は（ 4 ）及び（ 5 ）の条件の履行の確保を図るため、工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1 ）を工事着手届に併せて監督員へ提出すること。 ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 （ 4 ） 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請負の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2 ）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3 ）により、建設業法令遵守状況を点検し、工事が完了したときは、発注機関へ「法令遵守状況報告書」（様式4 ）を提出すること。 （ 5 ） 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・建退共等への加入について指導すること。また、資金については、公共工事電磁的労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることのないよう指導すること。 （ 6 ） 直接元請負人は、請け負った工事が技能労働者の労務資金に係る報告の対象に選定されたときは、自社及び工事を施工する下請負人別に作成した「技能労働者の労務資金に係る報告書」（様式5 ）を工事完了時に発注機関へ提出すること。なお、報告対象工事は、契約締結後、発注機関が選定し、直接元請負人に通知する。 （ 7 ） 直接元請負人は、下請負人に対して建設業職金共済証紙を適正に交付するとともに、工事が完了したときは、発注機関へ「建設業職金共済証紙購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式6 - 1 ）及び6 - 2 ）を提出すること。 （ 8 ） 直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業経費削減助成制度」などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。 （ 9 ） 直接元請負人は、下請契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注機関へ提出すること。	追加特記（部・課共通事項）	2 事故防止措置等 事前確認 既存図面及び施設管理者からの聞き取りにより、埋設配管・配線の位置を事前に確認すること。 作業前調査 非破壊検査（電磁波レーダー法、電磁誘導法、X 線法）により、埋設配管・配線の位置出しを行うこと。 迂回措置 上記 ー によっても埋設配管・配線の位置が確認出来ない場合は、切り直し等の迂回措置を検討すること。 被害防止措置 ・ 原則、工事範囲内の各種設備の供給は、既存ブレーカー、バルブ等で停止すること。 ・ 工具は、メタルセンサー付き、またはメタルセンサー付き電工ドラムに接続し使用すること。 ・ 重要機器の配管・配線を切断する危険がある場合は、使用配管・配線の迂回や発電機設置等による措置を行うこと。 その他 配管工事のコア抜きに代えて、既存スリーブ廻りを手ハツリするなど、現状の状況を確認した上でリスクを回避する工法があれば、採用を検討すること。	
	1 専任を要しない期間	専任を要しない期間は、以下のとおりであり、具体的な期間はあらかじめ特記仕様書に明記する場合を除き、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにて工事打合簿に定める。 1 . 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。 2 . 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等の期間 3 . 現場施工着手後の期間 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止する期間や、その他、専任の必要がないと認められる期間 4 . 工事カルテの登録変更 上記1 . 3 で定める専任を要しない期間は、請負者の要請があった場合に定めるものとし、専任する期間の変更が生じた毎に登録変更の手続きを行うこと。			2 下請負しない場合	（ 1 ） 直接元請負人は、技能労働者の賃金が公共工事電磁的労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることのないように、請け負った工事が技能労働者の労務資金に係る報告の対象に選定されたときは、「技能労働者の労務資金に係る報告書」（様式5 ）を工事完了時に発注機関へ提出すること。なお、報告対象工事は、契約締結後、発注機関が選定し、直接元請負人に通知する。 （ 2 ） 1 件あたりの契約金額が5 百万円以上のかきは「新島県建設生産システム合理化指導要綱」に基づき、「建設業職金共済証紙購入状況報告書」を提出すること。 各種報告書等は、新島県ホームページから最新のものをダウンロードすること。 掲載場所（ http : / / www . p r e f . ni i g a t a . l g . j p / e i z e n / c h i i k i k o u e n 2 7 . h t m l		3 監督員の承諾 対象作業のある工種は工種別施工計画書に事故防止措置等を記載すること。 なお、事故防止措置等の費用は変更協議の対象とする。	
	2 専任を要しない期間の指定	・ あらかじめ明記する場合は、以下の期間とする。			3 報告書の様式				
	設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書		県内調達に関する特記仕様書		総合評価方式の「品質証明員」に関する特記仕様書		建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書		
設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第1 9 条～第2 5 条によるところであるが「その具体的な考え方や手続については、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用」及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。		1 . 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労務単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設企業をいう。 2 . 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず、県外企業の採用があった場合は、その下請契約先と採用理由を「調査報告書」に記入し、工事完了時に監督員に提出すること。また、県外企業を使用しなかった場合は、該当無し」と記入して提出すること。なお、県外企業とは県内企業以外をいう。 3 . 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合は、その優先使用に努めるものとする。 なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。 （ 1 ） 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの、 （ 2 ） 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの、 4 . 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。 なお、県外資材とは県内資材以外をいう。 5 . 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用した場合は、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調査報告書」に記入し、工事完了時に監督員に提出すること。また、県外資材を使用しなかった場合は「該当無し」と記入して提出すること。 6 . 調査報告書は新島県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ（ E X C E L 形式）で提出すること。なお、記入に当たってはホームページに掲載されている記入例を参照すること。 掲載場所（ http : / / www . p r e f . ni i g a t a . l g . j p / g j i u t s u / 1202039661625 . h t m l		2 下請負しない場合 （ 1 ） 直接元請負人は、技能労働者の賃金が公共工事電磁的労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることのないように、請け負った工事が技能労働者の労務資金に係る報告の対象に選定されたときは、「技能労働者の労務資金に係る報告書」（様式5 ）を工事完了時に発注機関へ提出すること。なお、報告対象工事は、契約締結後、発注機関が選定し、直接元請負人に通知する。 （ 2 ） 1 件あたりの契約金額が5 百万円以上のかきは「新島県建設生産システム合理化指導要綱」に基づき、「建設業職金共済証紙購入状況報告書」を提出すること。 各種報告書等は、新島県ホームページから最新のものをダウンロードすること。 掲載場所（ http : / / www . p r e f . ni i g a t a . l g . j p / e i z e n / c h i i k i k o u e n 2 7 . h t m l		総合評価方式の「品質証明員」に関する特記仕様書 発注者は、品質証明員による品質証明を行う場合には、以下の各号によるもの （ 1 ） 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工中において必要と認める時期及び検査（完成、既成部分、臨時検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を書面により提出しなければならない （ 2 ） 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また検査職員が検査時（完成、既成部分、臨時検査）に立会を求めた場合、品質証明員は検査に立会わなければならない （ 3 ） 品質証明員は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたりに行うものとする。 （ 4 ） 品質証明員の資格は以下のとおりとする。ただし、監督員の承認を得た場合はこの限りでない 発主工種 上記発主工種の施工に関し、1 0 年以上の経験を有すること。 上記発主工種の「監理技術者」となり得る資格を有すること。 （ 5 ） 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格證書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督員に提出しなければならない なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。		建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書 1 建設現場の「快適トイレ」設置の適用 ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の施工案件である。 （ 1 ） 試行にあたっては「建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領」に基づき行うものとする。 試行実施要領は新島県ホームページから入手できる。 （ http : / / www . p r e f . ni i g a t a . l g . j p / g j i u t s u / 1356857978 5 7 3 . h t m l ） （ 2 ） 快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。 ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」（希望者の試行案件である。 （ 1 ） 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ後により監督員と協議を行うものとする。 （ 2 ） 試行にあたっては「建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領」に基づき行うものとする。 試行実施要領は新島県ホームページから入手できる。 （ http : / / www . p r e f . ni i g a t a . l g . j p / g j i u t s u / 1356857978 5 7 3 . h t m l ） ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の施工案件でない。	
設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第1 9 条～第2 5 条によるところであるが「その具体的な考え方や手続については、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用」及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。		設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第1 9 条～第2 5 条によるところであるが「その具体的な考え方や手続については、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用」及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。		設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第1 9 条～第2 5 条によるところであるが「その具体的な考え方や手続については、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用」及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。		設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第1 9 条～第2 5 条によるところであるが「その具体的な考え方や手続については、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用」及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書			
排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書		排ガス対策型埋設監視機等に関する特記仕様書</					

